別表第一ほ装工事の項を次のように改める。

舗装工事	舗装工事業

別表第一に次のように加える。

解体工事	解体工事業

（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部改正）

第二条　公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章　施工体制の適正化（第十二条―第十四条）」を「第四章　適正な金額での契約の締結等のための措置（第十二条・第十三条）」に、「第五章　施工体制の適正化（第十四条―第十六条）」を「第六章　施工体制の適正化（第十四条―第十八条）」を「第十七条―第二十条」に、「第六章」を「第七章」に、「第十九条・第二十条」を「第二十一条・第二十二条」に改める。

第一条中「対する措置」の下に「、適正な金額での契約の締結等のための措置」を加える。

第三条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結が防止されること。

第十一条中「いう」の下に「。次条において同じ」を加え、同条各号を次のように改める。

一　建設業法第八条第九号、第十号（同条第九号に係る部分に限る。）、第十一号（同条第九号に係る部分に限る。）、第十二号（同条第九号に係る部分に限る。）若しくは第十三号（これらの規定を同法第十七条において準用する場合を含む。）又は第二十八条第一項第三号、第四号若しくは第六号から第八号までのいずれかに該当すること。

二　第十五条第二項若しくは第三項、同条第一項の規定により読み替えて適用される建設業法第二十四条の七第一項、第二項若しくは第四項又は同法第二十六条若しくは第二十六条の二の規定に違反したこと。

第二十条を第二十二条とし、第十九条を第二十一条とする。

第六章を第七章とする。

第五章中第十八条を第二十条とし、第十七条を第十九条とし、第十六条を第十八条とする。

第十五条第一項中「及び第三章並びに」を「、第三章、第十三条及び」に改め、同条第二項第四号中「促進する」を「促進し、及びその請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止する」に改め、同条を第十七条とする。

第五章を第六章とする。

第四章中第十四条を第十六条とする。

第十三条の見出し中「提出等」を「作成及び提出等」に改め、同条中第三項を削り、第二項を第三項とし、同条第一項中「受注者（）の下に「前項の規定により読み替えて適用される」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

公共工事についての建設業法第二十四条の七第一項、第二項及び第四項の規定の適用については、これらの規定中「特定建設業者」とあるのは「建設業者」と、同条第一項中「締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が政令で定める金額以上になる」とあるのは「下請契約を締結した」と、同条第四項中「見やすい場所」とあるのは「工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所」とする。

第十三条を第十五条とし、第十二条を第十四条とする。

第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章　適正な金額での契約の締結等のための措置

（入札金額の内訳の提出）

第十二条　建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳を記載した書類を提出しなければならない。

（各省各庁の長等の責務）

第十三条　各省各庁の長等は、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止し、及び不正行為を排除するため、前条の規定により提出された書類の内容の確認その他の必要な措置を講じなければならない。

（浄化槽法の一部改正）

第三条　浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第三号中「いう。以下」を「いい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第二十四条第一項において」に改める。

第二十四条第一項中「又は申請者」を「又は申請書」に改め、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（第九号において「暴力団員等」という。）

第二十四条第一項に次の一号を加える。

九　暴力団員等がその事業活動を支配する者

第二十六条第二号中「役員」の下に「（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）」を加える。

第三十二条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「第七号」を「第九号」に改める。

（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の一部改正）

第四条　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「とび・土工工事業」を「解体工事業」に改める。

第二十二条第一項第三号中「いう。以下この章」を「いい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。次号及び第二十四条第一項」に改める。

第二十四条第一項第七号を同項第八号とし、同項第六号中「第四号」を「第五号」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第九号において「暴力団員等」という。）

第二十四条第一項に次の一号を加える。

九　暴力団員等がその事業活動を支配する者

第二十五条第二項中「前条第一項第五号から第七号まで」を「前条第一項第六号から第八号まで」に改める。

第二十七条第一項第二号中「役員」の下に「（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。第五号において同じ。）」を加える。

第三十五条第一項第二号中「第七号」を「第九号」に改める。